

「益子町未来共創拠点 SHIBUYA QWS」に関する規約

(目的)

第1条 次の各号に掲げる施策推進のため、「益子町未来共創拠点 SHIBUYA QWS」を設置します。

- (1) 益子町の知名度向上や観光誘客などを図る「観光」施策
- (2) 益子町の産品やふるさと納税の認知拡大、企業誘致などを行う「産業振興」施策
- (3) 益子町出身者や益子町に関心がある人と益子町をつなぎ、関係人口の創出や移住相談などを行う「関係人口・移住」施策
- (4) 職員の意識醸成や町外への情報発信などを行う「意識醸成・情報発信」施策

(定義)

第2条 本規約において使用する次の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 益子町未来共創拠点 SHIBUYA QWS
第1条の目的のために、SHIBUYA QWS（渋谷キューズ）に設置した拠点の呼称。
- (2) 地域振興マネージャー（以下、「MG」という。）
「益子町未来共創拠点 SHIBUYA QWS」及び益子町において、第1条の活動を促進する役割の呼称。

(施設)

第3条 本規約において利用できる施設については次の通りとします。

- (1) 施設 SHIBUYA QWS
- (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア東棟15階
- (3) 公式URL <https://shibuya-qws.com>
- (4) 利用可能時間帯 施設の営業時間に準ずる

(利用場所および料金等)

第4条 前条の施設において、利用できる場所及び料金については、次表の通りとします。

用途	場所	料金	備考
打ち合わせ	プロジェクトベース	無料	4名まで（MG含む）※1 イベント利用時使用不可の場合あり
	クロスパーク	無料	
	プレイグラウンド	無料	
イベント利用 （月1回無料）	クロスパーク	6時間まで無料	益子町及び関連団体主催 ※2
	プレイグラウンド	13時間まで無料	

※1 MGが在籍している時間帯では3名、在籍していない時間帯は4名の利用を可とします。

※2 イベント利用に関しては、町の総合振興計画事業のうち、益子町及び関連団体等が主催するものとする。

(用途)

第5条 本拠点の利用用途については次の通りとします。

- (1) 第1条各号に掲げる施策の推進に寄与すると判断される活動
- (2) 前号の活動に伴う打ち合わせ及び課題解決や新しい価値創造に向けた仲間づくり
- (3) その他、必要と考えられる活動

(利用対象者)

第6条 本拠点において利用できる対象者は次の通りとします。

- (1) 益子町在住者及び出身者
- (2) 益子町内事業者
- (3) MGが同伴者として利用を認める者
- (4) その他、益子町が利用を認める者

(利用申請)

第7条 本拠点を利用する場合は、下記利用申請フォームにより、原則2営業日前までに申請してください。

【利用申請フォーム】 益子町未来共創拠点 SHIBUYA QWS

https://logoform.jp/form/UQYv/mashikotown_QWS

また、変更・キャンセルする場合は、原則1営業日前までにお手続きください。

(注意事項)

第8条 本拠点を利用する場合は、本規約で定めるもののほか、施設の利用規約等を遵守してください。

- 1 本拠点は、政治的・宗教的活動や、町が許諾しない宣伝、広告、勧誘又は営業行為などには利用できません。
- 2 益子町は、以下に該当する行為が確認された場合は本拠点の利用を取り消すことができるものとする。
 - (1) 本規約に違反し、又は益子町の指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により利用したとき。
 - (3) 他の利用者、益子町又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つける行為
 - (4) 益子町の許諾を得ずに自己又は第三者の商品やサービスの広告・宣伝・誘導を目的とする行為、又はその他スパムメール・チェーンメール等の勧誘を目的とする行為

- (5) 他の利用者、益子町又は第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (6) 他の利用者、益子町又は第三者に不利益を与える行為
 - (7) 公序良俗、その他法令に違反する行為又は犯罪に結びつく行為及び当該行為を勧誘・幫助・強制・助長する行為
 - (8) 出合いや交際等を目的とする行為
 - (9) 本拠点の利用により得た情報を転載又は引用及び他メディアへの掲載等をする行為
 - (10) 反社会的勢力等に利益を提供し、又は便宜を供与する行為
 - (11) 他の利用者の情報収集目的、宗教や政治活動への勧誘目的で本拠点を利用する行為
 - (12) 事実と反する情報を他の利用者等に流布する行為
 - (13) 他の利用者による本拠点の利用を妨害する行為
 - (14) 第三者になりすまして、本拠点を利用する行為
 - (15) 本拠点を通じて取得した個人情報をも本人の同意なく第三者に提供する行為
 - (16) 前各号に定める行為を助長する行為
 - (17) 前各号に定める行為と疑われる行為
 - (18) その他、益子町が不適切と判断した行為
- 4 本拠点の利用を終えたときは、原状回復してください。
- 5 本拠点、機器を損傷した場合は、必ず施設管理者及び益子町に届け出てください。
- 6 本拠点、機器を損傷した場合は、原状回復又は生じた損害を賠償していただきます。
- 7 益子町は、利用者又は第三者に発生した損害について、その責めを負わないものとし、ただし、益子町に起因するものについては、この限りではありません。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この利用規約は、令和5年10月2日から適用します。